

介護保険施設など利用者の 食費・居住費補助

7/31(金) 必着

特別養護老人ホームなどの介護保険施設やショートステイの食費・居住費は、介護保険の対象外(自己負担)ですが、低所得の人には負担限度額が設定されています(毎年、事前に申請が必要)。この負担限度額と国が設定した基準費用額との差額が、介護保険から補助(補足給付)されます。

食費・居住費の利用者の負担段階の判定に用いる収入には、課税年金収入に加え、非課税年金(遺族年金・障害年金)収入も含まれます。

有効期限
原則、申請日の属する月の初日から毎年7月31日までです。現在、認定証を交付されている場合でも、新年度(8月1日以降)も引き続き減額を受けるためには、申請が必要です。

申請期間・方法
6月15日(月)から7月31日(金)までに直接または郵送(必着)申請に必要なもの

・申請書(介護保険課または市ホームページにあり)
・印鑑

令和2年度 介護保険料

65歳以上の人に納入通知書を6月中旬発送

忘れずに納付を

保険料

65歳以上の人の保険料は、本人の前年中の収入や所得、世帯の課税状況などに応じて、13段階に分かれています。

※令和2年度介護保険料(下表)のとおり

保険料の納め方
年金天引きの「特別徴収」と納付書や口座振替で納付する「普通徴収」があります。

原則は特別徴収で納付方法の選択はできません。

①特別徴収

対象 年金(老齢福祉年金・恩給は除く)受給額が年額18万円以上の人

納付方法 年金(定期支給分)から自動的に天引き

◎前年度から継続して特別徴収になる場合の保険料について

4月、6月、8月の保険料は、前年度の最後(2月)に徴収された保険料と同額の保険料になり、6月に決定した

年額から4月、6月、8月の保険料を差し引いた残りを10月、12月、2月で支払います。8月の保険料額は所得状況などにより変更になる場合があります。

②普通徴収

対象 次のいずれかに該当する人
▼年金が年額18万円未満
▼年度途中で65歳になった
他の市町村から転入した
※おおむね6〜8カ月で特別徴収に切り替わります

納付方法

自主納付 納付書で納期限までに金融機関・四国内のゆうちょ銀行・コンビニ・スマートフォン決済アプリで納付(コンビニとスマートフォン決済アプリは、バーコード印字があるものに限る)

口座振替 指定口座から口座振替日に振替
納期 下表のとおり

前年度から継続して特別徴収になる場合の保険料

前年度		今年度					
本徴収	仮徴収	本徴収					
2月 特徴第6期	4月 特徴第1期	6月 特徴第2期	8月 特徴第3期	10月 特徴第4期	12月 特徴第5期	2月 特徴第6期	
【4〜8月の保険料】 前年度の最後(2月)に徴収された保険料と同額 ※8月の保険料は変更になる場合あり				【10〜2月の保険料】 6月に決定した年額から4〜8月の保険料を差し引いた残りを3回で割った額			

令和2年度納期限(口座振替日)

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	12/25 (金)	令和3年 2/1(月)	3/1 (月)	3/31 (水)

令和2年度介護保険料

対象者			年間保険料額	所得段階
●老齢福祉年金受給者であって、かつ世帯全員が住民税非課税の人 ●生活保護を受けている人			※2万3,940円 (基準額×0.30)	第1段階
本人が 住民税 非課税	世帯全員が 住民税 非課税	前年中の 課税年金収入額 と合計所得金額 (年金収入の所得は 除く) の合計	80万円以下	第2段階
			80万円を超え 120万円以下	第3段階
本人が 住民税 課税	同じ世帯に 住民税が 課税の人がいる	前年中の 合計所得金額 の合計	120万円を超える	第4段階
			80万円以下	第5段階
本人が 住民税 課税		前年中の 合計所得金額 の合計	7万1,820円 (基準額×0.90)	第6段階
			80万円を超える	第7段階
			9万5,760円 (基準額×1.20)	第8段階
			120万円未満	第9段階
			120万円以上 200万円未満	第10段階
			200万円以上 300万円未満	第11段階
			300万円以上 400万円未満	第12段階
400万円以上 600万円未満	第13段階			
600万円以上 800万円未満				
800万円以上 1,000万円未満				
1,000万円以上				

※保険料軽減について

国の消費税率の引き上げに伴う社会保障・税一体改革による社会保障の充実策として、住民税非課税世帯の人(所得段階第1〜3段階)の介護保険料を軽減しています

所得段階	令和元(平成31)年度	令和2年度
第1段階	2万9,920円	2万3,940円
第2段階	4万5,880円	3万5,910円
第3段階	5万6,250円	5万4,260円

介護保険課 資格・賦課・収納担当 ☎948-6919・FAX 934-0815

・本人および配偶者の通帳などの写し(金融機関名・支店・口座番号・名義の分かる部分と最終の残高(申請日から2カ月以内)が分かる部分)
※「通帳など」とは、普通預金、定期預金、有価証券、投資信託などを含む
・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(マイナンバーカードなど)
・運転免許証などの本人確認書類
申請場所
介護保険課(市役所別館2階)、北条支所、中島支所
※申請後、7月下旬以降に認定証または非承認通知が届きます

利用者負担段階

第1段階	生活保護を受けている人、本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人など
第2段階	本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第3段階	本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人

※上記要件に加え、預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下の場合に、食費・居住費が補助されます

介護保険課 ☎948-6885・6924・FAX 934-0815

節目歯周病検診を受けましょう!

期間 6月1日(月)〜令和3年3月31日(水)の間に1回
会場 市内登録医療機関(受診票・市ホームページに掲載)
内容 歯科医師による歯周病検診、歯科保健指導
対象

年齢	生年月日
40歳	昭和54年(1979)年4月2日〜昭和55年(1980)年4月1日
50歳	昭和44年(1969)年4月2日〜昭和45年(1970)年4月1日
60歳	昭和34年(1959)年4月2日〜昭和35年(1960)年4月1日
70歳	昭和24年(1949)年4月2日〜昭和25年(1950)年4月1日

受診方法 クーポン券、受診票(5月末ごろ対象となる人に郵送)、本人確認ができるものを持って市内登録医療機関で受診

健康づくり推進課 ☎911-1868・FAX 925-0230

「国保特定健康診査」「後期高齢者健康診査」 無料受診券を送付しています

病気の早期発見や重症化予防のために必ず受診しましょう。
※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、地域健診をはじめ、各医療機関で、健診が中止になる場合があります

健康づくり推進課 ☎911-1819・FAX 925-0230、
高齢福祉課 ☎948-6941・FAX 934-1763

後期高齢者歯科口腔健診

1年度に1回無料

歯や口の健康は、全身の健康につながっています。歯科口腔健診を受診しましょう。
期間 6月1日(月)〜令和3年2月28日(日)
申し込み 受診に必要なクーポンが届いていない人は、県後期高齢者医療広域連合へ電話でお申し込みください。
受診方法 登録歯科医院(クーポン券と一緒に送られてきた登録歯科医院の一覧表を参照)へ直接予約してください。
※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、健診が中止になる場合があります

県後期高齢者医療広域連合 ☎911-7739・FAX 911-7735